

**令和6年度青森県孤独・孤立対策推進プラットフォーム設置業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

青森県孤独・孤立対策推進プラットフォームの設置にあたり、その内容となる人材確保・育成のための研修、関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動の実施等に係る企画提案について適切に実施するための受注者を選定するにあたって、必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

「令和6年度青森県孤独・孤立対策推進プラットフォーム設置業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

3 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託料（上限額）

1,116,000円（消費税及び地方消費税等を含む。）

5 受注者決定までのスケジュール（予定）

- (1) 募集の開始 : 令和6年10月21日（月）
- (2) 質問書の提出 : 令和6年10月25日（金）17時
- (3) 質問書への回答 : 令和6年10月29日（火）
- (4) 参加表明書の提出 : 令和6年10月31日（木）17時
- (5) 企画提案書の提出 : 令和6年11月7日（木）17時
- (6) 審査結果の通知 : 令和6年11月中旬
- (7) 契約締結 : 令和6年11月中旬～11月下旬

6 参加資格

国内に本社事務所を有する事業者であり、かつ以下のいずれにも該当しない者であること。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者
- ・会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続きを行っている者
- ・暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制の下にある者
- ・法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者
- ・参加表明書の提出期限の日から契約締結までの間に、国及び地方公共団体の指名停止の措置を受けている者

7 参加表明書の提出

- (1) 提出期限
令和6年10月31日（木）17時

(2) 提出方法

「11 問い合わせ・応募窓口」宛にメールで提出すること。

(3) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 企業概要（様式2）
- ③ 過去の類似業務実績（様式3）

(4) 参加資格確認結果の通知

参加表明書提出者の参加資格を確認後、令和6年11月5日（火）までに結果を通知する。参加資格を有する者のみ企画提案書を提出することができる。

8 応募に関する質問

(1) 受付期限

令和6年10月25日（金）17時

(2) 提出方法

質問書（様式4）を、「11 問い合わせ・応募窓口」宛にメールで提出すること。

(3) 回答方法

期限までに提出されたすべての質問を取りまとめ、ホームページに掲載する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年11月7日（木）17時

(2) 提出方法

「11 問い合わせ・応募窓口」宛に直接持参又は郵送すること。なお、直接持参の場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。

なお、FAXや電子メールでの提案書は受け付けないものとする。

(3) 提出書類

- ① 企画提案提出書（様式5）
- ② 企画提案書（任意様式）

仕様書に基づき、次の項目を参考にすること。

ア 表紙、目次

イ 業務の全体方針

ウ 業務実施体制

エ 業務スケジュールおよび役割分担

オ プラットフォームの内容（研修会、ワークショップ）

カ プラットフォームの実施方法（周知、参加者の管理、関係者との調整など）

キ プラットフォームの参加者を増やすための方策の検討方法

- ③ 経費見積書

ア 経費見積書には、仕様書をもとに、着手から納品に関する経費とその内訳を明記すること。

イ 金額には、消費税及び地方消費税を含むこと。

- ④ 審査基準（別紙）

(4) 提出部数

7部

10 審査方法及び審査項目

(1) 審査は、提出された企画提案書に基づき、別に定める審査委員で構成する審査会において、審査基準（別紙）に基づき書面審査による総合的な評価を行い、委託候補者を決定する。

なお、企画提案書の内容について、適宜、補足説明を求める場合がある。

(2) 審査の結果については、すべての参加者に文書で通知する。

(3) 審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

11 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに関連して、参加者より提出されたすべての書類や資料の所有権は発注者にあるものとし、返却しない。

(2) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

(3) 提出された提案書を受理した後の加筆及び修正は認められない。

(4) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。

(5) 参加に要する経費は、すべて各参加者の負担とする。

(6) 提案書の審査は、提出された内容に基づき行うが、受注者決定後、提案内容について両者協議の上、変更することがある。また、委託金額について、受注者決定後、見積もり合わせにより別途決定する。

(7) 提出された提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属するものとするが、受注者決定後の成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、商標権、その他の一切の権利は、発注者に帰属するものとする。なお、提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、第三者の著作権の使用の責は、提案者に全て帰するものとする。

また、受注者は、成果物に関し、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

(8) 委託料の支払いについては、委託業務終了後に精算払いとする。なお、委託者が必要があると認める場合に限り、一部の額を概算払いできるものとする。

12 問い合わせ・応募窓口

青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課

〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県庁北棟6階

担当：企画政策グループ 瓜田

TEL：017-734-9277 / FAX：017-734-8085

E-mail：kkenkofu@pref.aomori.lg.jp